

『愛玩動物看護師カリキュラム準拠教科書 10 巻
適正飼養指導論/動物生活環境学/ペット関連産業概論』
(第 1 版第 1 刷)
訂正とお詫び

掲載記事中、以下の記述に誤りがございました。ここに訂正させていただくとともに読者の皆様および関係者の方々に深くお詫び申し上げます。

株式会社 EDUWARD Press

2026 年 6 月 16 日

頁	記事タイトル	該当箇所	誤	正
p. 4	適正飼養指導論 第 1 章愛玩動物 の飼養	右段上から 2 行目	(生後 90 日以上)	(生後 91 日以上)
p. 32	適正飼養指導論 第 2 章動物終末 期(飼い主)ケ ア	右段上から 7 行目	強制給仕	強制給 餌
p. 52	適正飼養指導論 第 3 章適正飼養 の推進	CHECK! 囲み「犬猫の 飼養管理基準：七つの 項目」	①飼養施設の管理、飼養施設に 備える設備の構造及び規模並び に当該設備の管理に関する事項 ② 動物の飼養又は保管をする環 境の管理に関する事項 ③ 動物の疾病等に係る措置に関 する事項 ④ 動物の展示又は輸送の方法に 関する事項 ⑤ その他動物の愛護及び適正な 飼養に関し必要な事項 ⑥ 動物を繁殖の用に供すること ができる回数、繁殖の用に供す ることができる動物の選定、そ の他の動物の繁殖の方法に関す る事項 ⑦ その他動物の愛護及び適正な 飼養に関し必要な事項	①飼養施設の管理、飼養施設に 備える設備の構造及び規模並び に当該設備の管理に関する事項 ②動物の飼養又は保管に従事す る従業員の員数に関する事項 ③動物の飼養又は保管をする環 境の管理に関する事項 ④動物の疾病等に係る措置に関 する事項 ⑤動物の展示又は輸送の方法に 関する事項 ⑥ 動物を繁殖の用に供すること ができる回数、繁殖の用に供す ることができる動物の選定、そ の他の動物の繁殖の方法に関す る事項 ⑦ その他動物の愛護及び適正な 飼養に関し必要な事項

p. 121	適正飼養指導論 第5章動物愛護 管理行政	表 1-5-1 上から 6 行目	(イ) 第一種動物取扱業の種別に係る地域および技術について 1 年間以上教育する学校などを卒業	(イ) 第一種動物取扱業の種別に係る知識および技術について 1 年間以上教育する学校などを卒業
p. 127	動物生活環境学 第 1 章	左段上から 6 行目	・ 家庭や動物取扱業などで犬を飼養する際には、必ずこれらの基準や指針を満たしている必要がある。動物看護師は飼育者に対して、これらを満たし問題行動の予防や動物福祉に配慮した飼養環境を整えるように指導する。	・ 家庭で犬や猫を飼養する際は、できる限りこれらの基準や指針を満たすべきである。動物看護師は飼育者に対して、これらの基準や指針を満たし問題行動の予防や動物福祉に配慮した飼養環境を整えるように指導する。
p. 127	動物生活環境学 第 1 章	左段下から 1 行目	飼い主が守らなければならない義務	飼い主が守るべき責務
p. 142	動物生活環境学 第 1 章	左段下から 4 行目	科学的情報	化学的情報
p. 170	動物生活環境学 第 2 章	左段上から 4 行目	短頭種呼吸器症候群	短頭種気道症候群
p. 198	動物生活環境学 第 2 章	左段下から 13 行目	どのような状態になって も、責任をもって最後の 看取りまで飼育すること を、飼い主の義務として いる。	支障を及ぼさない範囲で、できる限り、最後の看取りまで飼育することを、飼い主の努力義務としている。
p. 200	動物生活環境学 第 3 章	左段上から 1 行目	動物愛護管理法では、	動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（環境省）では、
p. 200	動物生活環境学 第 3 章	右段上から 6 行目	は義務であるが、	は努力義務であるが
p. 243	動物生活環境学 第 6 章	左段上から 1 行目	屋内を	屋外を
p. 245	動物生活環境学 第 6 章	右段下から 2 行目	要項など	要綱など
p. 246	動物生活環境学 第 6 章	右段下から 2 行目	飼い主の明示繁殖制限	飼い主の明示、繁殖制限
p. 266	ペット関連産業 概論第 1 章ペッ ト関連産業にお	p. 266CHECK! 1 行目	職業倫理＝とコンプライアンス？	職業倫理＝コンプライアンス？

	ける職業倫理 (行動倫理を含む)			
p. 305	ペット関連産業 概論第4章動物 取扱業	ここが POINT 下から 2行目	動物取扱者業	動物取扱業
p. 306	ペット関連産業 概論第4章動物 取扱業	左段下から4行目	「動物の保護及び愛護に関する 法律」	「動物の保護及び管理に関する 法律」
p. 307	ペット関連産業 概論第4章動物 取扱業	右段下から2行目	・ 齢期の	・ 幼齢期の
p. 308	ペット関連産業 概論第4章動物 取扱業	左段下から1行目	・ 繁殖にかかる獣医師立の会い	・ 繁殖にかかる獣医師の立ち会 い
p. 310 、 p. 312	ペット関連産業 概論第4章動物 取扱業	右段下から6行目	① 年度当初の動物の所有数 ② 月ごとに新たに所有した動物 の所有数 ③ 月ごとに販売等したまたは死 亡した動物の数 ④ 年度末の動物の所有数 ⑤ 取り扱った動物の品種等	① 事業所の名称 ② 事業所の所在地 ③ 登録年月日 ④ 登録番号 ⑤ 年度当初に所有していた動物 の合計数 ⑥ 年度中に新たに所有するに至 った動物の月ごとの合計数 ⑦ 年度中に販売若しくは引渡し をした動物の月ごとの合計数 ⑧ 年度中に死亡の事実が生じた 動物の月ごとの合計数 ⑨ 年度末に所有していた動物の 合計数 ⑩ 犬猫以外の動物に含まれる品 種等 ⑪ 備考
p. 315	ペット関連産業 概論第4章動物 取扱業	左段最下行～右段上か ら3行目	・ 犬：1人あたり繁殖犬15頭、 販売犬等20頭が上限 ・ 猫：1人あたり繁殖猫25頭、 販売猫等30頭が上限	・ 犬：1人あたり20頭（うち繁 殖犬15頭）が上限 ・ 猫：1人あたり30頭（うち繁 殖猫25頭）が上限